

# 横浜国立大学大学院教育学研究科『教育デザイン研究』投稿要領

	平成26年12月12日	研究科長裁定
改正	平成29年6月7日	研究科長裁定
改正	令和元年5月15日	研究科長裁定
改正	令和2年6月10日	研究科長裁定
改正	令和3年6月9日	研究科長裁定
改正	令和5年7月26日	研究科長裁定

## (投稿資格)

第1条 横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究の発行に関する規則（以下「教育デザイン研究の発行に関する規則」という。）第2条第3項第3号に規定する者は、以下のとおりとする。

- (1) 教育デザイン研究の発行に関する規則第2条第3項第1号の者と同一の研究に携わっている者
- (2) 神奈川県内の教育機関関係者
- (3) その他横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という）の教育研究上の目的に則した論文を執筆した者
- (4) 「特別寄稿」については研究科担当教員による所定の事項の届け出を受け、編集委員会の審議を経て、編集委員長から執筆を依頼された者

## (投稿原稿)

第2条 投稿原稿は、原則として教育デザイン研究に係る内容を持つものとする。

- 2 投稿原稿は、未発表のもので、かつ、内容がオリジナルなものであることとする。ただし、既に口頭発表されているものであっても差し支えない。
- 3 論文等はその領域の学術研究又は報告書として適切な規模を有するものとし、頁数は原則として1篇につき刷り上がり頁数（図・表・写真を含む。）に換算して10頁以内とする。ただし「資料」には教育実践報告等のほか、速報性を有する簡潔なショートレポート等も許容する。なお、1頁目は横書き25字×34行×2段組（1,700字）とし、2頁目以降は25字×42行×2段組（2,100字）とする（フォーマットはHPよりダウンロード可能）。
- 4 同一著者がデザイン研究に投稿できる上限数を以下のように設定する。  
学内審査のある論文、資料等、すべてのカテゴリーを通じて、単著・共著を問わず上限3本とする。

## (原稿体裁)

第3条 引用文献等を挙げる場合は、論文内容と最も関係のある学会等が発行する学術雑誌の慣例に従うものとする。

- 2 図・表・写真については次のようにする。
  - (1) 大きさは、原稿の横何字分、縦何行分を決め、原稿に直接挿入する。
  - (2) 引用した場合は、必ず出典を明記する。
  - (3) 図は、そのまま版下に使えるよう作成する。
  - (4) 表は、小数点を縦にそろえるなど特に丁寧に書く。
  - (5) 写真は最小限にする。

## (投稿方法)

第4条 「論文」の投稿希望者は、以下の要領にもとづき、原稿を投稿するものとする。

- (1) 題目届を所定の日付までに編集委員会の指定する方法で提出する。「論文」として投稿された原稿の掲載可否については、第5条に定める審査を経て編集委員会が審議・決定する。
- (2) 投稿時には、以下の3点を編集担当者に、期日までに電子メールで提出する。
  - ① 「『教育デザイン研究』原稿提出用紙」（HPよりダウンロード可能）
  - ② 「投稿チェックリスト」（HPよりダウンロード可能）
  - ③ 「同意書」（HPよりダウンロード可能）

- ④ 原稿のデジタルデータ「第一著者名入りの PDF ファイル」、「著者名なしの PDF ファイル」の 2 種類。ファイル名は、以下の通りとする。  
著者名入りの PDF ファイル：D\_論文略題(名前).pdf （例：D\_横浜国立大学の歴史(横浜太郎).pdf）  
著者名無しの PDF ファイル：D\_論文略題.pdf （例：D\_横浜国立大学の歴史.pdf）
- 2 「特別寄稿」「資料」「調査・報告」「学術論文・報告書要旨」の投稿希望者は、所定の日付までに編集委員会及び編集担当者の指示に従い原稿を投稿するものとする。投稿原稿の掲載可否については、編集委員会が審議・決定する。
- 3 提出された原稿等は、原則として返却しない。

（「論文」の審査）

- 第 5 条 投稿された「論文」は、教育デザイン研究編集委員会（以下、編集委員会）において査読を行う。査読は、審査委員 2 名による二重盲査読（double-blind peer review）によって行う。
- 2 審査結果は、「採択」「修正の採択」「修正再審査」「不採択」のいずれかとなる。「掲載」「修正掲載」は、教育デザイン研究に掲載するのにふさわしい論文と判断された「論文」である。「修正再審査」は、すぐには修正しがたい大幅な修正が必要な「論文」であり、再投稿時には、審査委員 2 名による再審査を行う。なお「修正再審査」は連続 2 回までとし、2 回目の査読の結果 1 名以上の審査委員が「修正再審査」と判断した場合には、編集委員会が掲載可否の判断を行う。「掲載不可」は研究論文としてふさわしい水準に達していないと見なされる論文である。
- 3 「論文」としての掲載が難しいと判断された原稿についても、編集委員会が「資料」「調査・報告」等としての掲載を認めることがある。

（「論文」の改稿要領）

- 第 6 条 「論文」の投稿者は、改稿の際に以下に留意するものとする。
- (1) 審査委員のコメントに従って改稿する。
- (2) 改稿論文は、編集担当者に提出する。以下の 2 点を作成し、編集担当者に電子メールで提出する。
- ① 査読に対する回答書及び修正比較表（査読者のコメントとその回答、それに対して論文のどの部分を修正したのか明記し、論文の修正比較表をつけること）
- ② 改稿後原稿のデジタルデータ「第一著者名入りの PDF ファイル」、「著者名なしの PDF ファイル」の 2 種類。ファイル名は、以下の通りとする。  
著者名入りの PDF ファイル：D2\_論文略題(名前).pdf （例：D2\_横浜国立大学の歴史(横浜太郎).pdf）  
著者名無しの PDF ファイル：D2\_論文略題.pdf （例：D2\_横浜国立大学の歴史.pdf）
- (3) 前号に定めるもののほか、修正及び検討の要求に対して異論がある場合には、その異論の内容を記述する回答を作成し、添付する。

（校正）

- 第 7 条 提出された最終原稿の校正は、必要に応じて編集委員会の指示に従って執筆者が行うものとし、校正中の原稿内容の改変・追加は認めない。

（掲載原稿の公開）

- 第 8 条 編集委員会の確認を経た論文等の最終原稿は、機関リポジトリにて DOI を付与の上、公開する。
- 2 論文等の本公開は、編集委員会の定めるスケジュールに基づき行われる。なお公開時期は、原則として 2 月末とするが、「横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究の発行に関する規則」第 2 条第 5 項に従い早期公開が認められた論文等については 12 月末に公開を行うものとする。なおいずれの場合においても、公開後の内容変更は認めない。

（問い合わせ）

- 第 9 条 投稿に関しては、以下に問い合わせるものとする。

『教育デザイン研究』編集委員会

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-2

横浜国立大学教育学系学務係内

e メール e-design@ynu.ac.jp

附 則

この投稿要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和5年7月26日から施行する。